## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 香坂直樹

本論文は第一次世界大戦後に「チェコスロヴァキア人」による擬制の国民国家として建国されたチェコスロヴァキア第一共和国において、チェコとは異なり歴史上、国家として建国されたことのなかったスロヴァキアという領域が、この地に住むスロヴァキア人の政党によってどのように認識され、どのような過程を経て行政単位として制度化されたのかという点に焦点を当てて詳細に検討したわが国初めての本格的な論文である。スロヴァキアという領域の問題は、チェコスロヴァキアと同様にこの時期に建国された擬制の国民国家ユーゴスラヴィアにおけるスロヴェニアの領域の問題とも類似しているだけでなく、1990年代に建国されたスロヴァキアにおけるハンガリー人居住地域の画定、マケドニアにおけるアルバニア人居住地域の画定、コソヴォにおけるセルビア人居住地域の画定といったように東欧地域で広く共有される現在の問題でもある。

本論文は序章と終章を除く 7 章が三部に構成されており、A4用紙で脚注を含めて 190ページ、参考文献表と地図・図表が 25ページからなっている。スロヴァキア語の文書館史料、法令集、政党が発行していた機関紙、月刊誌、統計資料集、刊行された史料集、同時代の文献を駆使した研究である。本論文が扱う時期は 1918 年のチェコスロヴァキアの建国から 1928 年に「州制度法」が施行されるまでの時期である。

第一部「チェコスロヴァキアの政治と国家制度」は第1-3章からなり、本論文を進めるにあたり、議論の前提となる問題や前史が書かれている。第1章では19世紀後半から第一次世界大戦期にかけて、オーストリア・ハンガリー2重君主国のハンガリー王国側に置かれていたスロヴァキアの政治状況と政党の活動が説明される。

第2章では第一次世界大戦の休戦直後から1920年2月のチェコスロヴァキア共和国憲法制定前後の時期が扱われ、新国家チェコスロヴァキアがどのように境界線を画定したのか、そして新国家がチェコ、スロヴァキア、ポトカルパツカー・ルスの3領域を実効支配する経緯と論理が示される。1章と2章は第二部以下の議論の前提をなすものである。

第3章では、法令集と法制史関係の先行研究を参照しながら、チェコスロヴァキア第一共和国の地方行政制度の発展を検討している。オーストリアの支配下に置かれたチェコ地方とハンガリー王国支配下のスロヴァキアとの地方行政制度の違いが示された上で、新国家内のスロヴァキアの領域で1920年代に施行された地方行政制度、すなわち統治全権大臣(統治省)制度、県制度、州制度が紹介される。

第二部「スロヴァキア問題と 1920 年代前半における解決策――スロヴァキア自治案の登

場」は第4章と第5章から構成されていて、1921-22年にかけてスロヴァキアの政党から 提示されたスロヴァキアの地位に関するさまざまな構想を、当時の政党機関紙を駆使して 詳細に分析している。第4章では、「自治派」と「中央集権派」という政治グループのうち、 スロヴァキア人民党やスロヴァキア国民党といった「自治派」が提示したスロヴァキア自 治案が比較検討される。

第5章では、スロヴァキア自治案に対して、「中央委集権派」の農業党や社会民主党から 出された反論と、「中央集権派」が提示した地方行政制度が考察される。スロヴァキアとい う行政制度が「中央集権派」にとって、どれほど必要とされていたかに焦点が当てられて いる。

第三部「1920年代後半の地方行政制度改革に関する議論と 1927年の州制度導入」は第6章と第7章からなり、1925年11月の国民議会選挙から1927年7月の州制度法の採択までの時期を対象として、スロヴァキア諸政党によるスロヴァキア構想を扱うと同時に、州制度法の採択に至る経緯を時系列的に丹念に描きだしている。ここでの主要な史料も当時の各政党の機関紙である。第6章では、1925年11月に実施された国民議会選挙の結果、スロヴァキアで第1党となったフリンカ・スロヴァキア人民党による州制度法に対する支持と「中央集権派」の対応、チェコスロヴァキア規模での議会制度と政党政治の構造に検討が加えられる。

第7章では、1926年春から州制度導入の議論が本格化した背景と州制度法の制定に対するスロヴァキア諸政党の議論が詳しく分析される。

終章では、序章で設定された三つの課題、①スロヴァキアという領域の境界線の成立過程と論理、②施行された行政制度とスロヴァキアの地位に関するさまざまな構想との相互作用、③スロヴァキアという領域と行政単位に付与された意味についての総括がなされる。結論として、スロヴァキアの領域については、チェコスロヴァキアという新国家の実現に向けて活動し、連合国に影響力をもつチェコ人政治家の存在が大きく、スロヴァキア人政治家は新国家を受け入れざるを得なかったが、「チェコスロヴァキア人」による擬制の国民国家を実体どおりのチェコ人とスロヴァキア人の国家にすることでは「自治派」も「中央集権派」も一致していたとしている。

本論文の研究上の貢献としては次の 3 点が指摘できる。第一に、現在のスロヴァキア史学界においてはスロヴァキアという領域が自明のものとして議論される傾向が強く、歴史的に不分明であったスロヴァキアの領域が新国家チェコスロヴァキアにおいて、いかに画定されたかについて研究はなされてこなかった。当時の政党機関紙や法令集に基づき、地方行政制度と関連させて詳細に分析を行った本論文は、スロヴァキア史学界に一石を投じる貴重な研究であり、英語論文として発表することが期待される。

第二に、本論文は第一次世界大戦後の東欧における国民国家の建国と領域画定の研究に とどまらず、1990年以降に連邦の解体に伴い建国された東欧の新国家の領域確定の研究に も新たな視点を与える可能性をもっている点である。 第三に、本論文はスロヴァキア語の文書館史料、政党の機関紙、法令集などを駆使した 実証的な研究であり、従来のわが国の東欧研究、とりわけチェコスロヴァキア研究を大き く超える成果を生み出した点である。

上記のようにきわめて高く評価することのできる論文ではあるが、問題点がないわけではない。審査会では、①論文全体に繰り返しが多く、叙述の方法に考慮すべき点が見られる、②法的な制度に関する議論が中心となっていて、具体的な実例が叙述されていない。このため、論文全体が読みにくい印象を与えてしまう、③スロヴァキアという領域に住むマイノリティーへの目配りはされているが、例えばルテニア人やドイツ人の領域に関する議論が検討されていない、④スロヴァキアの領域の確定を問題とするのなら、スロヴァキアが自治州となる1938年まで対象とすべきであった、⑤結論部のインパクトが弱い、論文の現在的な意味を前面に押し出したほうがよかった、などの本論文の問題点や今後の課題を含めた指摘がなされた。

しかし、審査委員会は指摘された問題点が本論文の学術的な価値を損なうものではなく、 本論文が博士論文としての水準を十分に超えていると判断した。したがって、審査委員会 は本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定した。